

Q 1. 訪問サービスのためのガイドラインといったものはあるのか。

A 1. 訪問サービスに限定したものではありませんが、国土交通省のホームページに「避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き」が掲載されておりますので、計画作成の参考として下さい。

(<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)

Q 2. 通所介護の利用者を 50 名連れて避難する場合、避難所に受入れてもらえるものなのか。そのまま建物に留まった方が安全だと聞いたことがある。

A 2. 受入れ体制については、避難所それぞれで異なりますので、市町村にご確認をしていただきますようお願いいたします。避難するか留まるかについては、どこまで浸水するか、どれくらいの時間浸水するかなどの情報を浸水想定区域図やハザードマップなどを事前にご確認いただき、避難計画を作成して下さい。

Q 3. 通所系の施設利用者が避難する場所について、市町村は設定しているのか。施設に対して避難確保計画の策定の指示をしているが、受入れる側の市町村に対しての働きかけ、指導等はされているのか。

A 3. 支援が必要な方の避難場所としては、指定避難所とは別に、福祉避難所を市町村が指定していますが、指定が進んでいない市町村があるのが実状です。避難所の改善が進むよう、市町村と調整を図りたいと考えています。

Q 4. 河川が近くにはなく、土砂災害も想定されないだろうという地域にある施設がある場合についても、計画を作成しなければならないのか

A 4. 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っていない場合は、区域外であることを確認したことをふまえて、屋内待機するといったことや、避難や送迎する際に危険な箇所を把握し、そこには近寄らないといったこと等を盛り込んだ計画の作成をお願いします。

Q 5. 通所系サービスも対象に含まれるとの事だが、含められた背景は何かあるのか。通所系の施設で災害に関しての事故等があったのか。

A 5. 昼間に要配慮者が施設にいる際に災害がおこる可能性もあるため、通所系の施設についても対象としています。

過去の災害においては、大雨の際には受入れを中止するなどの対応により、難を逃れたという事例があります。事前に計画を立てていただく事が有効です。

Q 6. 通所事業所において送迎を行う際、大雨が降り冠水し、車の通行が困難な事がある。そのような情報はどこで集められるのか。

A 6. 市町村が公表している洪水ハザードマップにおいて、アンダーパスなど洪水時に通行が危険な箇所の情報が記載されていますのでご確認下さい。

Q 7. 通所の生活介護事業所において、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたときに、ご家族に連絡して家に送り届ける、それが出来ない場合は職員と一緒に避難所へ向かうといったことが可能なのか、判断するものがあるれば教えて欲しい

A 7. 避難する際の行動について具体的に示したものはありません。地理的な条件があり、市町村により判断が違ってくる事が考えられます。市町村と相談していただきまして、計画に反映していただければと思います。

Q 8. ダムが決壊した場合、河口まで到達するのに 10～15 分程度と聞いた事があるが、避難にはそれより時間が掛る。どう対策したらよいのか。

A 8. ダムは1時間、2時間といった単位で急激に危険になることはありません。満水となることが予想される場合、事前にアナウンスがされますので、その情報をもって避難につなげていただきたいと思います。

Q 9. 土砂の堆積が著しい場所がある。水の流れる範囲が狭くなっており、災害が危惧されるので、対応して欲しい。

A 9. 河川の堆積土砂については、河床に堆積した土砂の撤去を実施しておりますが、全体の状況を考慮しながら、堆積が著しい箇所より順次進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。